

の準
病基
侯償
水補

第三者機関に依頼へ

互助会
決める
会社側は金額示さず

水俣病被害者互助会(山本亦由会長)とチッソ会社側との賠償交渉は十五日午後一時十五分からチッソ水俣工場第一会議室で開かれた。互助会側が補償額の提示を要求したのに対し、会社側が「独自の立ち場へ補償額を算定することは困難」との態度を示したこと、互助会側は「会社の誠意を疑う」として鋭く追及した。激論の結果、結局は、先に厚生省が示した第三者機関による算定基準の提示を依頼する方向で話しが進められ、補償交渉後互助会独自に開いた交渉委員会とこれを協議した。互助会は今後も要求額にそった額で算定基準を出してもらうよう知事に要請する。

補償交渉には互助会側から山本会長、中津副会長をはじめ交渉委員十三人とチッソ側から入江専務、徳江常務、吉川取締役ら八人が出席。

まず山本会長が「会社側が補償額の提示を生ずる互助会の中から不満の声も出ているので、早速に回答を出してほしい。また回答を出す意思はあるのか」と質問し

た。これに対し入江専務は「公費補償の第一号でもあるし、厚生省、通産省に補償額の算定基準を提示してもらうよう依頼していたが、土曜日の厚生省の指導で、一応地元への事情にむくしい県知事を中心とした第三者機関によって算定基準を検討するのが望ましい」ということだったと回答、会社独自の補償金額提示はしない意思を

明らかにした。会社側のこの発言について、誠意の問題として交渉委員の中から鋭い追及の声も出たが、しかし「いまの状態では交渉は前進しない」との意見も出て、厚生省の指導に沿っていくかどうかについて協議。結局は、会社側がいう第三者機関に算定基準の指導を受けることに異存はないことに意見がまとまった。しかし互助会としては「会員みんなの意見を再確認したうえで、互助会としても第三者機関に依頼するかどうかはつきり

した態度を再検討する」といふ、明確な態度を示さないまま四時四十分交渉を打ち切り、いったん工場を引き上げ、互助会独自の交渉委員会を開き協議した。

なお同日の交渉で、第一回交渉のさい、互助会側から提出している補償額要求書の中で、「生存者に對する年金」の項目にたし書きとして、「当時一時金」打ち切られた生存者大についても年金の対象とする」をつけ加えることを要求、会社側も承諾した。

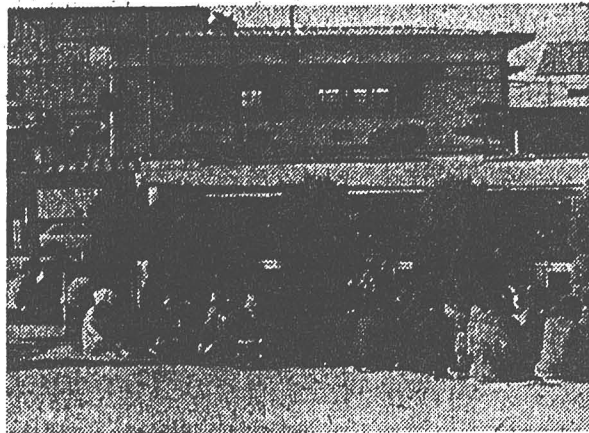
同会ではこの日の交渉委員会の結論を十六日会社側に通告する。

要求にそった線で

互助
会
第三者機関に申入れへ

水俣病被害者互助会(同日会)の強い不満が述べられ、「金額が示されたあとで話し合いがつかない場合、第三者機関の設置を要するべき」と言う声が強かった。しかし、半面「第三者を入れた場合、今後現在のよきな交渉を何回重ねても会社側の意思が出ることではないか」という意見もあり、一時間半にわたる激論のち、最終的には「会社側が

補償額は別としてあくまでも会社側が一応の補償額を示すのが本筋でこれまでの補償交渉では会社側の誠意があまりにも不足している」とい



チッソ水俣工場正門前にすわり込んで交渉の結果を持つ互助会員たち